



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

近年、禁煙ブームが到来し、たばこの価格は上がる一方ですが、たばこや酒類といった嗜好品には税金が多く含まれています。今回は国税収入の4%を占めると言われるたばこ税と酒税についてご紹介していきます。

たばこ税について

たばこの価格には国たばこ税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、たばこ特別税と、4種類もの税金がかかっています。これらの税金は1000本単位で課せられており、1本あたりそれぞれ5.302円、1.504円、4.618円、0.820円となっていますので、たばこ1箱430円として換算すると、その割合は、国たばこ税24.7%、地方たばこ税28.5%、たばこ特別税3.8%、消費税7.4%と定価の64.4%が税金で占めているということになります。つまり、たばこ1箱20本の内、実に約13本が税金で構成されているのです。

酒税について

少し前にテレビCM等で「第3のビール」が

騒がれていましたが、こちらはビールに比べ税率が低く、比較的安価に提供できる商品として登場しました。では一体酒類にはどのくらいの税金が含まれているのでしょうか。

酒税には発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類の4種類があり、税率は1kℓ当たりで決められています。代表的なものとしては、ビールは220,000円、発泡酒(麦芽比率25%未満)は134,250円、その他の発泡性酒類(第3のビール)は80,000円、清酒は120,000円、果実酒(ワインを含む)は80,000円、焼酎(アルコール分21度未満)は200,000円、ウイスキー(アルコール分38度未満)は370,000円となっています。税率はアルコール度数により加算され、例えばウイスキーは、1度上がるごとに10,000円上がります。それぞれ1缶(350mℓ)当たり換算してみると、缶ビールは77円、発泡酒は47円、第3のビールは28円、清酒1.8ℓは216円、ワイン720mℓは57.6円、焼酎(20度)1.8ℓは360円、ウイスキー(40度)700mℓは280円となっています。特にビールは税金負担が大きいとされ、消費税を含めた税率は全体の

40%程度ですから、3缶飲んだら1缶が税金、大瓶は半分が税金ということになるわけです。

税制改正

たばこ税は過去10年間で3回にわたり増税が行われており、来年度は1箱あたり約60円値上がりすることが予定されています。酒税の税率については先程書いたように酒類により異なりますが、一律55円にすることが検討されています。つまりビールは減税となり、発泡酒及び第3のビールは増税することになります。

おわりに

たばこ税や酒税は体に悪影響を及ぼすことから税率負担が大きく設定されています。特にたばこは30年間で倍以上の価格となり、今後も増加していくことが予想されます。せっかくの嗜好品も税金のことを考えると味気なくなってしまうかもしれませんが、健康を考えながら、ほどほどに楽しみたいですね。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

勤務間インターバル制度に関する動向

「勤務間インターバル制度」に助成金検討

厚生労働省が「勤務間インターバル制度(=社員が職場を退社し、翌日出社するまでに一定の時間を空ける制度)」を導入した企業に最大100万円の助成金の支給を検討している、との報道がありました。

今月にもまとまる「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれるとのこととです。

「勤務間インターバル制度」とは?

この「勤務間インターバル制度」は、現在EU諸国で導入されているもので、勤務終了後から次の勤務開始までに一定の休息時間を設ける制度です。

①24時間につき最低連続11時間の休息を付与すること、②7日ごとに最低連続24時間の休息日を付与すること、③週の平均労働時間が時間外労働を含めて48時間を超えないことというのが主な内容です。

日本でも一部の大企業ですでに導入されています。

厚生労働省では、長時間労働抑制のためにこの制度の普及を図りたいことから、助成金支給を検討することになりました。

助成金の受給には、制度を導入して就業規則に明記し、目標の数値を盛り込んだ計画書を提出することなどが必要になるようです。要件等の詳細はこれから発表されますので、注目しておいたほうがよいでしょう。

「勤務間インターバル」のその先を見据えることの重要性

ただ、実際の運用面を見ると、例えば8時間労働で週5日勤務(通勤に片道1時間、休憩は1時間)の場合に、12時間のインターバルを設けたとすると、午後9時に退社し翌日9時出社という生活になります。また、通勤時間を除くと実質的には10時間の休息となります。さらに残業時間で見ると、1日4時間、月80時間の残業となり、これは過労死ラインぎりぎりの数値で、最低限度のものと考えら

れます。

こうした課題があることから、勤務間インターバルのその先を見据えた研究がなされています。

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所の発表によると、課題として、①日勤後や夜勤後といった働く時間帯によるインターバルの効果、②特に心理的ストレスの高い勤務についてのインターバルの長さの設定、③インターバルの中身(休息の過ごし方)などがあるようです。

また、制度の普及している国でも、勤務時間外における仕事に関するメールのやりとりや自宅での仕事等により、勤務時間外でも仕事に拘束される事例があり、労働者の健康問題にもつながっているという問題もあるようですので、制度の実際の運用面では考えておくべきことが多いと思われます。



会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 取引先とのトラブルを和解で終結させるには？

当社は、トラブルが生じていた取引先との間で、一定額の解決金を支払ってもらってトラブルを終結させることになりました。

つきましては、その旨書面に残したいと考えております。書面化にあたり、どのような点に気をつけるべきでしょうか。

A 後日紛争が再燃しないための工夫が必要です。

和解とは

法的なトラブルが生じた場合、裁判を起して判決を得ることもあります。それには大変なコストがかかります。そのため、実際上は、話し合いで解決に至る場合が多いと思われれます。

双方が譲歩してトラブルを終わらせる旨合意したとき、この合意は和解と呼ばれます。

和解を成立させるために書面の作成は必須ではありませんが、紛争を再燃させないように、書面を作成して和解内容を明記しておくべきです。書面化にあたっては、次の諸点に注意することが必要です。

和解条項作成上の注意点

冒頭の例に即して考えると、まず、和解の中心的内容である解決金額の明示と支払義務の確認が必須です。

次に、その解決金の支払方法についても記載しておくべきです。この支払をめぐって新たなトラブルが生じる可能性もありますので、支払期限はできる限り短期に定めることが適当です。さらに、解決金を多めに定めようとして、そのうち一定額を確実に支払った場合は残額を免除するなど、いわばアメとムチのような工夫をすることも考えられます。

しかし、このような工夫にもかかわらず、解決金が支払われないということもあり得ます。このような例は、実際にもよく見られるところ。そこで、解決金支払を怠った場

合の効果についても、何らかの定めしておくことが有益です。たとえば、解決金を分割払いの方法で支払う旨定めた場合には、支払いを2回以上怠ったら残額を直ちに支払わなければならないなどと定めよう。遅延損害金についても定めておくことが多いと思われれます。

以上のほか、この解決金支払いにより本トラブルは全て解決した旨の定めも必要です。その際、解決金支払義務を除き相互に一切権利義務がないなどと記載されるのが通常ですが、本トラブルに限って権利義務がないことになるのか、それとも、特に限定を設けないのかにも十分に注意したいところです。特に限定を設けないで和解した場合には、本トラブル以外の他の料金などについても請求できなくなる可能性がありますので、留意が必要です。



i お知らせ

新メンバーのご紹介

この場をお借りして、税理士法人の新メンバー2名の紹介をさせていただきます。

会計グループ / 菊池 優紀

3月より汐留パートナーズ税理士法人に入社いたしました、菊池と申します。現在は行政の会社設立業務に携わっており、先輩方は皆向上心が高く日々刺激を受けております。お客様を第一に、私も皆様のお役に立てるよう精一杯頑張ります。どうぞ、宜しくお願いいたします。

会計グループ / 宮崎 真吾

4月から汐留パートナーズの一員になりました宮崎真吾と申します。日本での法人設立を担当しております。まだまだ出来ないことが多い分、やりがいを感じています。早く先輩方に追いつき、皆様のお役に立てるよう、日々精進して参ります。どうぞ、宜しくお願いいたします。



6月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

